

第 1 0 章 消火栓

第 1 節 消火栓

【基準事項】

- 1 私設消火栓を設置する場合は、原則として当該事務所等の給水装置のメーターを経由する配管としなくてはならない。(材料工法要綱第 1 3 条第 1 項)
- 2 私設消火栓以外に給水装置がない事務所等に私設消火栓を設置する場合は、メーターを経由しない配管とすることができる。この場合においては、当該消火栓に封印をしなければならない。(材料工法要綱第 1 3 条第 2 項)
- 3 公道又は公衆の用に供されている私道に布設する給水幹線に、消防局の要請により私設消火栓を設置する場合は、メーターを経由しない配管とすることができる。(材料工法要綱第 1 3 条第 3 項)

1 消火栓の設置

(1) 消火栓は、次のように区分する。

ア 私設消火栓

給水管又は給水幹線に設置する消火栓

イ 消防用消火栓

配水管に設置する消火栓

(2) 私設消火栓は、原則として給水装置のメーターを経由する配管としなくてはならない。

(3) 私設消火栓以外に給水栓がない場合は、メーターを経由しない配管とすることができる。

ただし、当該私設消火栓を封印しなくてはならない。なお、原則として補修弁を閉栓し、閉栓レバーを取り外すことで封印とみなす。

(4) 消防用消火栓は、口径が 7 5 mm 以上の配水管から分岐し、地下式消火栓とし、所長が承認したボックスで保護しなくてはならない。

(5) 消防用消火栓の一次側には補修弁を設置しなくてはならない。

(6) 消防用消火栓の設置に替え、配水管の既設空気弁を空気弁付消火栓としたい場合は、事務所の財産の変更となるため給水装置工事とはならないが、消火栓変更設置申請書〔様式 8 号〕を提出し、許可を受けた場合に限り設置することができる。

(7) 消火栓は、消防局及び事務所と十分な協議を行ったうえ、消防活動に支障ない設置場所とすること。

2 寄附

- (1) 開発行為等により、配水管に消防用消火栓を設置する場合は、当該消防用消火栓を市に寄附しなくてはならない。
- (2) 公道又は公衆の用に供されている私道に布設する給水幹線等に、私設消火栓を設置した場合は、当該給水幹線も併せて寄附しなければならない。

3 消火栓の使用

- (1) 私設消火栓は、消火又は消防演習以外に使用してはならない。なお、消火又は消防演習に使用したとき又は使用するときは、所長に使用日時及び使用水量を報告しなくてはならない。
- (2) 所長は、前項に規定する消火用に使用した水量に係る水道料金等は、徴収しない。